

令和7年12月5日

総務課

職員の懲戒処分について

大月町は、地方公務員法第29条の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 所属名 長寿政策課（行為当時）
健康福祉課（現在）
2. 職務名 課長補佐職
3. 処分事由 当該職員は、自らが担当する施設利用料徴収業務及び施設利用者に対する事務処理において、不適切な事務を行い、その改善のための所属長の指示に従わなかった。これらの行為が、地方公務員法第32条に規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」と、同法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反する行為として、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定により処分した。
4. 処分内容 戒告
5. 処分年月日 令和7年11月14日
6. その他 被処分者を管理・監督する立場である職員（課長職）についても、同日付けて口頭による厳重注意とした。